



エコカー補助金4月2日から申請受付開始

平成23年12月20日～平成25年1月31日までに新車新規登録（登録自動車）または新車新規検査届出（軽自動車）された自動車が対象となります。

【申請受付期間】

平成24年4月2日（月）～平成25年2月28日（木）

※申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前であっても募集終了



【申請書の届出期限】

申請書は、新車新規登録日または新車新規検査届出日の翌月末（土日祝日の場合は、その前日）までに審査機関に受理される必要があります。

平成23年12月20日（火）～平成24年5月31日（木）までのものについては、

平成24年6月29日（金）までとする。

【1年間使用義務】

補助金の交付を受けた新車については、登録日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が求められます。違反すると補助金返納を求められる。

【申請書提出先】

一般社団法人次世代自動車振興センター

【仮申請】

所定の様式に添って必要な情報を記入した用紙を、審査機関の仮申請専用番号にFAXすることにより仮申請を行うことができます。その場合、申請の受理日は、仮申請が受理された日となります。

(2) 申請に必要な書類

必要書類	申請者					H27年度燃費基準達成 または 平成22年度燃費基準25% 超過達成 ●登録車は10万円 ●軽自動車は7万円 の補助金
	個人	法人	地方公共団体	リース事業者		
① 補助金交付申請書兼実績報告書	○	○	○	○	の補助金	
② 新車の自動車検査証の写し	○	○	○	○		
③ 申請者名及び住所等を確認できる公的書類 (事業用申請(緑・黒ナンバー)の場合は不要)	○	○	—	○	の補助金	
④ 補助金交付をを求める口座番号と口座名義を証する書類	○	○	○	○		
⑤ リース契約書等の写し等	—	—	—	○		

東京電力/自動車の賠償請求受付開始について

先日 東京電力が自動車の一部賠償請求を受け付けました。
 以下1～3のすべてにあてはまる自動車が対象となります。

1. 自動車（二輪・特殊自動車を除く）
2. 現在も警戒区域にあり、持出ができない自動車
3. 以下(1)～(3)のいずれかに該当する自動車
 - (1) 原発事故に伴う警戒区域設定及び立入制限により管理不能となったため故障した車
 - (2) 原発事故に伴う放射線量が基準値を超えたことによって持出ができない自動車
 - (3) 原発事故に伴う特例措置により永久抹消済みの自動車

この事について東京電力福島原子力賠償相談室に問い合わせてみました。

◆車検が切れている車でも一時抹消済みの車でも
 特例措置による永久抹消済みの自動車は賠償対象になるのか?→**なります**（津波は除く）

◆20 km圏内から車を持出したが、放射線量が高いので賠償をして欲しい→**持出した車は今回の賠償対象外**

◆線量の高い車は20 km圏内に車を戻してきてもよいか?→**ダメ**

賠償請求には、申立書、確認書、請求書、登録事項等証明書が必要になります。只今請求書取寄せ中です。届きましたら、連絡いたします。